

設置する構造物の基本方針

公園等に設置される構造物については、次の内容を基本方針として協議を行う。

(都市計画法施行規則)

第25条

1. 面積が1,000㎡以上の公園にあっては、2以上の出入口が配置されていること。
※二辺に配置し、それぞれ道路に接続(配置計画上一辺しか道路に接しない場合には、他辺は広場又は避難可能な通路等に接続)すること。1,000㎡未満の公園、広場については1以上の出入口を配置し、道路に接続すること。
2. 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへいの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
3. 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾こう配で設けられていること。
4. 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

(阿南市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則)

第4条(一部抜粋)

(出入口)

- ①幅は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。
- ②車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。
- ③出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ④車椅子を使用している者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。)を併設すること。

(通路)

- ①幅は、180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができる。
- ②車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ③縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- ④横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%とすることができる。
- ⑤路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(階段(その踊場を含む。))

- ①手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ②手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ③回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ④踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ⑤段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- ⑥階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- ⑦階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。

(傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))

- ①幅は、120cm以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。
- ②縦断勾配は、8%以下とすること。
- ③横断勾配は、設けないこと。
- ④路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ⑤高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場が設けられていること。
- ⑥手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ⑦傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

その他の事項については、構造物ごとに次のとおりとする。

○境界構造物

公共施設の外周には、境界構造物を設置し、隣接土地との境界を明らかにすること。
(隣接土地との間に高低差がある場合) 高い側の用地内に設置を行う。(擁壁兼用可)
(隣接土地との間に高低差が無い場合) 原則として公園側に設置を行う。

○車止め

出入口には車止めを設置し、通常時には車両の進入ができない構造とすること。
・車止めは上下式又は脱着式とし、非常時には車の進入が可能な構造とすること。
・設置時に少なくとも1カ所は0.9m以上の通路を確保すること。

○外周部の進入防止対策施設

出入口以外の外周部は、フェンス・柵・塀等(以下「柵等」)により進入防止対策を行うこと。
・柵等は、支柱、ビーム等の隙間から幼児・児童が容易に通抜けできない構造で、公園利用者等との接触・衝突などによる事故の防止に配慮した製品とし、十分な見通しを確保すること。
※製品選定の根拠資料を提出すること。
・柵高(舗装面から柵天端までの高さ)は、次のとおりとする。
(隣接土地が公共施設用地より低い場合) 1.1m以上
(隣接土地が公共施設用地と同じ高さの場合) 0.8m以上
(隣接土地が公共施設用地より高い場合) 設置を求めない。(開発者の判断に委ねる。)
ただし、工事後の設置については、構造(柵、塀)に係らず開発者の責任において設置及び管理することとし、これに伴う一切の負担を市に求めないこと。
(自動車が行き交う道路に接する区間及び水路に接する区間) 1.1m以上

○舗装

真砂土による舗装又は同等以上の品質の舗装とすること。
・適切な水勾配(0.5%を標準とする。)を設け、区域外への排水を行うこと。(浸透排水は不可)
・排水による舗装材の流出(掘れ)が最小限となるよう、コンクリート舗装等と併用を検討すること。

○休養施設

ベンチを設置する場合は、経年劣化の少ない材質(再生木材等)とすること。

○遊戯施設

遊具を設置する場合は、経年劣化の少ない材質(再生木材、防錆処理鋼等)とすること。

○修景施設

「緑地」の場合は、植栽又はグラウンドカバー(芝生等)により緑化を行うこと。(ただし、法面保護の目的で使用される種子吹付、植生マット(シート)は不可)

○上記以外の準公園施設(都市公園以外の公園に設ける公園施設に準じる施設)
阿南市立公園条例第32条の規定による。

○公園等を占有する構造物(都市公園以外の公園に設ける準公園施設以外の物件)
阿南市立公園条例第33条から36条の規定による。